

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅷ

～ 琉球政府「協同組合法」「信用金庫法」の変遷 ～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態
8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第6号）
9. 外資導入免許制度における外国公認会計士
10. 琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第1号）
11. 琉球政府「相互銀行法」の変遷（第75巻第2号）
12. 琉球政府「無盡業法」の変遷
13. 模合の規制法規（琉球政府「貸金業等取締法」ほか）（第75巻第3号）
14. 琉球政府「協同組合法」の変遷（第75巻第4号）
15. 琉球政府「信用金庫法」の変遷

14. 琉球政府「協同組合法」の変遷

戦後における協同組合の変遷を、その組織運営等を規制する法令を基準に分類すると、①定款に類する「農業組合格約準則」によるもの、②1951年米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」によるもの、③1956年立法第67号「協同組合法」によるものの三つからなりたっている¹⁾。本章では、これらの法令等と商工信用協同組合をみていく。

（1）農業組合格約準則

沖縄諮詢委員会の諮問機関である農務部専門委員会の組合組織分科専門委員会²⁾は、沖縄諮詢会および米軍政府からの諮問を受け、1946年1月17日に経済行為のみを業務とする農業組合設立要綱を答申した。この要領に基づき、同年3月中旬に連合会規約と市町村農

1) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 98頁。

2) 組合組織分科専門委員は、安次嶺金英、伊波久蔵、安谷屋讓、山城榮徳、大城正栄の5名で構成されていた（琉球農業協同組合連合会 [1967] 272頁）。

業組合同規約準則が制定され、同年4月20日には各市町村に41組合が設立される。さらに同年5月1日には沖縄農業組合連合会が発足する³⁾。この規約準則の総則をみておこう⁴⁾。

- ① 組合員の農業および経済の発展を図ることを目的とする（第1条）。
- ② 軍政府の指揮監督を受けなければならない（第2条）。
- ③ 販売、購買、信用、利用、運輸の事業を主体とし、他に農業に関する調査・研究、農業に従事する者の福利増進の施設、農業保険に関する施設、耕地整理および水利施設の執行等を事業として行う（第4条）。
- ④ 組織は有限責任の出資組合とする（第9条）。
- ⑤ 組合員の資格は、地区内で居住する者で農業を営む者、農業に密接な関係を有する者とする（第10条）。

各市町村農業組合および沖縄農業組合連合会が設立された1946年は、①3月25日に米国海軍軍政府から特別布告第7号「紙幣、両替、外国貿易及び金銭取引」（いわゆる第1次通貨交換法）が公布され、無通貨経済から通貨経済に復活し、②5月1日に公務員・軍雇用員の賃金制度が実施され、③6月5日に補給物資が有償配給制となり、無償配給生活から自主経済に移行した頃である。そのような混沌とした時代の真和志村農業組合の状況を真和志市誌では、「1946年6月1日組合事務所を真和志村役所（豊見城村字嘉数）に置き事務を開始した。（中略）ところが、その当時真和志村民は豊見城村字嘉数に集結して仮居住して居る時で、毎日各部落別に集団して共同で開墾したり、食料品を蒐集したり、農道の改修をする程度のもので、本格的な農業はできなかった。従って組合の事業としても、国頭方面の比較的戦禍の少ないところから、芋を大量購入して村民に配給したり、芋苗を拾集して植付けさせたり、鍛冶屋を集めて農具を製作させたり、枯れ木を集めて木炭を焼かしたりしか出来なかった。金融事業としては組合員の貯金を受入れ、これを沖縄農業組合連合会を経て沖縄中央銀行⁵⁾に預入れ、又組合員の農業資金及び生活資金は各組合員の作付作物を担保に一人一ヶ月120円程度の貸付をしていた、この貸付資金は農業組合連合会から借入れて運営していた（後略）」と記述されている⁶⁾。

なお、この市町村農業組合同規約準則は、1947年11月10日に改正されている。同規約準則の新旧対照表は、琉球農業協同組合連合会〔1967〕284頁から301頁において確認できる。

3) 琉球農業協同組合連合会〔1967〕271頁～281頁。

4) 琉球農業協同組合連合会〔1967〕284頁～302頁。

5) 米国海軍政府は1946年5月1日、100万B円を立て替え出資し、沖縄中央銀行を設立する。同行の当初の主たる業務は、第1次通貨交換のうちに封鎖された別段預金を預かるとともに沖縄民政府から委託された金庫業務の取扱いであった。その後、住民の一般預金の取扱いも増加し、市町村の財政資金の一時貸付や米軍政府の推薦する事業への貸付を行うようになる（富原守保〔1964〕3頁）。1948年5月1日に琉球銀行が設立されると、同年7月1日に同行は琉球銀行に吸収合併される。

6) 新垣清輝〔1956〕411頁～413頁。琉球農業協同組合連合会〔1967〕280頁。

(2) 1951年米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」

イ. 琉球協同組合法の概要

農業協同組合は、1946年から1951年まで前述（1）の農業組合规約準則によって設立・運営されてきた。しかし、米国民政府は、協同組合法の制定が必要であるとして⁷⁾、1951年5月24日布令第45号「琉球協同組合法」を公布した。同布令は、同年6月1日から施行されている。同布令の目的とするところは、「琉球列島における協同組合並びにその連合会の合法的設立及び規制をはかるを以って目的とする」としている、その特徴は次のとおり⁸⁾。

第一は、協同組合法の一般法であり、戦前における本土の産業組合法のごとく、戦後の本土の職業別組合法を採用していないことである。

第二は、信用事業は貸付業務が主眼であり、貯金業務は事業の範囲内にその規定がないことである。協同組合またはその連合会は、①出資または出資としての預金もしくは負担金を受け入れ、かつ、領収報告をなすことおよび組合の目的のためにその資金を利用または再投資すること、②組合員および他の信用協同組合に対し貸付けをなすこと、③組合員の事業または生活のため必要な物資を供給すること、④共同施設を利用させること、⑤器具および設備の協同的所有と使用により労働の能率と分配を促進すること、⑥組合員の生産する物資を加工、運搬、貯蔵および販売をなすこと、⑦農業山村工業に関する施設、⑧組合員の災害または損失の共済に関する施設、⑨組合員の生活および文化の改善に関する施設、⑩農業技術および協同組合に関する組合員の知識の向上を図るための教育ならびに組合員に対する一般情報の提出に関する施設、⑪これらの目的を達成するために必要なその他の付随的事業をなすこと（これには借入をなすことも含まれる）の事業の全部または一部を行うことができる（第7条）。

第三は、米国の協同組合の形態を取り信用事業と他種事業との兼営を認めないことである。第7条第1号および第2号の事業を併せて行う協同組合は信用協同組合（貸付を主要目的とする協同組合（第3条））として設立されたものに限られ、かつ、それに直接附帯する事業の外他の事業を行ってはならない（第9条）。

第四は、規約準則による組合（農業組合）は地域団体として一市町村単位に設立されていたのに対し、布令法では地域性がなく任意の区域によって設立することができる。

第五は、非出資組合制度も認容されていることである。非出資組合は、定款の定めるところにより組合員に経費を賦課することができる（第12条）。

前述（1）の農業組合规約準則により設立されていた組合は、第45条の「琉球において現に存在するすべての組合又はその連合会の理事は、本法施行後60日以内にその定款、規約、理事、監事の氏名、住所の写し2通を認可申請書と共に本法施行者に提出するものとする」の定めに従い本布令による組合に改組している。前述（1）の真和志村農業組合も

7) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 98頁。

8) 琉球農業協同組合連合会 [1967] 468頁。琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 98頁。

1951年8月25日琉球農林省組指令第10号をもって新たに真和志村農業組合として認可されている。併せて真和志村は1951年9月19日、琉球農林省組指令第72号をもって真和志村信用協同組合も認可された⁹⁾。

最後に、本布令により設けられた商工信用協同組合に関連する信用協同組合の主な規定をみておこう。

- ① 信用協同組合とは貸付を主要目的とする協同組合である（第3条）。
- ② 信用協同組合の設立にあたっては、発起人（15名以上）が本法施行者の定める定款に署名し、かつ、これを本法施行者に提出して認可を受けなければならない（第46条）。
- ③ 協同組合またはその連合会の認可申請がなされたとき本法施行者は、提出の日から30日以内に提出された定款の写しに署名し、返送することによってその団体を認可する。署名した文書は認可書となるものとする。ただし、理事または発起人の提出した組合または連合会の定款、規約および目的が本法による規則に違反すると認められるときまたは同種の組合または連合会が同一の組合員についてすでに認可されておりまたは目的が組合員の利益にならないと認められるときは、本法施行者は、如何なる団体も認可しない（第48条）。
- ④ 信用協同組合については、本法施行者はその事業の状況を毎年少なくとも一回調査を行い、命令により該組合の運営を中止し、直ちに組合のあらゆる記録および資産を押収する権限を有する。支払不能または法律違反の虞があると認めるときは、該組合の資産を清算し、かつ分配し、またはその許可書を取り消す権限を有する（第56条）。
- ⑤ 本法により設立された信用協同組合については、本法施行者はその定款、規約、会計組織、報告の様式、一組合員に対する最高貸付限度額および最高利率を定め、また該組合員の借入金もしくは手形割引をなし得る資金源を指定し、かつ、その買入れ得る有価証券の種類と金額を指定しなければならない（第57条）。
- ⑥ 信用協同組合の理事、監事および信用委員は、その奉仕に対し如何なる形でも報酬を受けてはならず、また、その奉仕する組合から借金してはならず、更にその預金として保有する持分を超えて該組合の借入人の保証人となってはならない。ただし、専務理事、出納主任は通常または臨時総会において組合員の承認した割で報酬を受け取ることができる（第58条）。
- ⑦ 琉球政府経済局長¹⁰⁾は、ここに本法施行者に任命され、かつ、本法の規則に規定された権限を行使する機能を与えられ、更に民政府の検討を条件として本法を適当に施

9) 新垣清輝 [1956] 414頁～416頁。

10) 1951年5月24日米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」では、本法施行者は「琉球農林省総裁」であったが、1952年1月22日米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」改正第1号において、「琉球農林省総裁」が「琉球臨時中央政府資源局長」に改正され、1953年4月22日米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」改正第2号において、「琉球臨時中央政府資源局長」が「琉球政府経済局長」に改正されている。なお、本布令の改正は、第66条に関するこの2回のみである。

行する必要な範囲まで、その権限の一部または全部を他人に委譲する機能を与えられる（第66条）。

ロ．商工信用協同組合の設立

布令「琉球協同組合法」第46条に基づく信用協同組合の設立認可申請は、次の3組合の設立発起人から提出された¹¹⁾。

〔那覇市商工信用協同組合〕

那覇信用協同組合設立発起人代表仲井眞元楷¹²⁾は1953年12月21日、琉球政府経済局長宛てに信用協同組合設立認可申請書を定款、規約、資金計画および収支目論見書の関係書類を添付して提出する。経済局長はその翌日12月22日、設立発起人代表仲井眞元楷宛て経済局指令第194号において、琉球協同組合法第48条に基づき組合設立を認可している。申請日の翌日の認可である。事前に調整されていたのであろう。

那覇信用協同組合は翌1954年10月31日、「那覇信用協同組合」を「那覇市商工信用協同組合」とする名称変更等の定款変更を行い、同年12月10日に経済局指令第77号において、名称変更等が認可された。

〔名護商工信用協同組合〕

名護商工信用協同組合設立発起人代表岸本清は1954年6月15日、琉球政府経済局長宛てに信用協同組合設立認可申請書を定款、規約、事業計画、資金計画および収支目論見書の関係書類を添付して提出する。経済局長は同年7月5日、設立発起人代表岸本清宛て経済局指令第45号において、琉球協同組合法第48条に基づき組合設立を認可している。その後、同信用協同組合は1955年8月13日、経済局指令第36号において設立認可が取り消されている。引用資料には、認可取消理由は記載されていなかった。

〔胡差商工信用協同組合〕

胡差商工信用協同組合設立発起人代表上里良守は1954年6月14日、琉球政府経済局長宛てに信用協同組合設立認可申請書を定款、規約、資金計画および収支目論見書の関係書類を添付して提出する。経済局長は同年7月28日、経済局指令第70号において、認可については次の理由から不適當であるとして、設立発起人代表上里良守宛てに琉球協同組合法第50条に基づき否認可を通知している。

- ① 琉球協同組合法第46条第1項に基づく設立準備会を開催していない。
 - ② 設立発起人代表は商工業の自営者ではなく、他の発起人の中にも適応性を欠くと認められる者が含まれている。
 - ③ 組合地域が越来村、美里村一円となっているが、美里村より設立発起人がいない。
- この経済局指令第70号に関する経済局協同組合課の1954年7月26日付決裁文書には、前

11) 沖縄県公文書館所蔵資料『協同組合設立認可申請書類 那覇市商工信用協同組合 名護商工信用協同組合 胡差商工信用協同組合』（資料コード R00054359B）。

12) 「那覇信用協同組合設立発起人代表仲井眞元楷」の仲井眞元楷は、元沖縄県知事仲井眞弘多の父 仲井眞元楷である。元沖縄県知事仲井眞弘多の父 仲井眞元楷については、竹中明洋 [2017]（25頁から30頁）に詳しいが、そこには那覇信用協同組合に関する記述はない。

述の3つの理由のほか、当該組合の地域（越來村・美里村）には既に信用協同組合が設立されており¹³⁾、関係両村長も該組合設立には積極的には賛成ではなく、また組合設立については何等打ち合わせされていないとの記述がある。

その後、新たに設立発起人代表となった西田文光は1954年7月29日、再度、胡差商工信用協同組合設立認可申請書を提出する。併せて、越來村長大工廻朝盛から琉球政府経済局長宛てに1954年8月6日越証発第613号「信用協同組合設立認可申請に就いて」と題する「胡差商工信用協同組合設立発起人代表西田文光より首記の件、申請がありますので進達致します」との文書が提出される。

経済局長は1954年8月10日、設立発起人代表西田文光宛て経済局指令第54号において、琉球協同組合法第48条に基づき組合設立を認可している。併せて、同日、越來村長宛てに「信用協同組合設立認可について」と題する「1954年8月6日付貴職より進達のあった胡差商工信用協同組合の設立を認可し、認可書は設立発起人代表あて送付しましたから該組合運営についてご指導ください」との文書を発出している。

(3) 1956年9月25日立法第67号「協同組合法」

イ. 協同組合法制定経緯

協同組合の運営は、1971年米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」によって1951年から1955年まで行われてきた。布令公布当時は、沖縄の経済、社会が未だ混々としていた時代である。布令公布から数年が経過すると、①組合を業種別に区分する、②組合は、全額出資制にし、有限責任を明確にする、③その運営にある程度の員外理事を認める、④組合は登記制とし、対外信用度の確立を図ることが必要となってきた。それを解消するため、関係者から琉球政府による立法（民立法）要請の気運が高まる¹⁴⁾。

このような実情に鑑み、行政主席は1956年5月25日、立法院議長に対して「協同組合法」の立法勧告を行う。立法勧告理由は、「現在施行されている琉球協同組合法は、1951年に布令として公布され、現在では358の協同組合（うち出資組合265）が設立され、組合員のためにそれぞれの分野において経済活動を行い金融の利便を図っていますが、同法は終戦後の経済社会が未だ正常化しない当時に公布されており、従って法の構想するところも組合の組織及びその規制を図ることを第一義としている諸点が窺われます。協同組合は、資本主義経済化における農漁民及びその他の中小産者がそれぞれの地域社会において共通の利益を有する者同志で職業別に自らの経済的社会的地位の向上を図ることを目的とし、協同して経済活動を行う組織体であります。従って協同組合の使命は、その組合員のために行う経済活動にあり、特に住民の大多数を擁するこれらの農漁民及びその他の中小産者が組織する協同組合の発展は、琉球経済の進展に直結するものであります。経済の復興に伴い協同組合の事業活動の基盤たる地区経済もそれぞれの地域的、職域的な特性が現われ

13) 既に設立されていた信用協同組合は商工信用協同組合ではない。農業信用協同組合か農漁業信用協同組合であったと思われる。

14) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 98頁。

つつあり、従ってこのような現状に対処して協同組合をして自主的に活動発展せしめるには、琉球の経済的社会的現状に即応した民立法による協同組合基本法典の速やかなる制定が必要であります」としている¹⁵⁾。

同年8月18日の琉球立法院第8回議会（定例）において、協同組合法案の第一読会が行われ、経済工務委員長新里善福は、同法案の発議理由を前述の立法勸告理由に沿ってより詳細に「現在わが琉球内における協同組合の数は、出資組合が265組合、非出資組合が93組合で、計358組合の多数に上り、又その組合員数に至っては、実に13万人に程度にも達する現状であります。これらの協同組合は、1951年に公布されました布令第65号琉球協同組合法によって設立されて今日に至っている布令組合であるのでございます。こうした布令組合であるにいたしまして、それらの組合が今日おのおのその組合員のためにそれぞれの分野において経済活動を行い、又金融の利便にも供されてはおりますが、ところでこの布令組合法は終戦後の社会情勢に、なканずく経済事情が未だ正常化されていない当時に公布され、その後2回ほど部分的改正がなされてはおりますが¹⁶⁾、それにいたしましても、その法のもつ構想においてなお今日の社会的経済的事情からいたしましても、決して満足なものであるとする域に達していないことが理解されるのであります。そこで協同組合というそのものの本質的立場から一応考えてみました場合に、即ち協同組合というのは資本主義経済化における農漁及び中小規模の事業者がそれぞれの地域社会において共同の利害を有する同志によって職業別に協同し、みずからの経済的社会的地位の向上を図るための経済活動を主体とする組織体、これが協同組合とする本質的立場においてこうした点からしまして、どうしても現下の経済的・社会的地位においての諸情勢に即応して、自主的な経済活動と又その発展が期せられるように構想することが先ず第一義的に考えなければならない点でございまして、そこでこれらの構想をもって民立法の制定によりましてその目的が十分達せられるようにとの要望は多年に亘って唱えられて来た問題でありまして、御承知のことと思うのであります。これが今回この要望を満たし、琉球の地域社会の経済的基盤の上に立って協同組合としての本質的立場で十分活動がなされるようにとの意図に基きまして、先ず布令琉球協同組合法の廃止を前提としまして、その廃止については民政府ともとうに了解済みとなっているのでございまして、こうした理由で、ここに民立法としてのこの協同組合法案が必ず成立することを確信して本法案を提案してある次第でございまして」と説明する¹⁷⁾。質疑後、本案はその審議を経済工務委員会に付託することが決定された。

同年8月24日の第8回議会（定例）における協同組合法案の第二読会において、経済工務委員長新里善福は、本委員会において付託になった協同組合法案を慎重に審議した結果、全員一致をもって原案どおり可決した旨とその理由を説明する。しかし、引き続き審査の

15) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1956年14-4 立法定例会第8回』（資料コード R00000932B）「立法法案第67号協同組合法の署名及び公布について」。

16) 注10を参照されたい。

17) 1956年8月18日第8回議会（定例）琉球立法院会議録第33号公報号外1957年1月11日5頁経済工務委員長新里善福説明。

必要があるとして、再度、経済工務委員会に付託し、第二読会を継続することが決定された¹⁸⁾。翌8月25日開催の継続第二読会において、経済工務委員長新里善福は、法案第5条第3項の「組合の名称については、商法第19条から第21条まで（商号）の規定を準用する」を「他の組合が登記した名称は、同市町村内においてこれを用いることはできない」とする修正案を提出する。修正理由は、営利を目的としない組合が商法を準用することに不都合があることと思慮されたためとしている。その後、質疑に移るが質疑がなかったことから読会手続が省略され、委員長報告の委員長修正案どおり可決された¹⁹⁾。1956年9月25日に立法第67号「協同組合法」として公布され、公布の日から7ヵ月を経過した日から施行された。併せて、1957年5月10日に規則第35号「協同組合法施行規則」が公布され、同日から施行されている。

ロ. 協同組合法の概要

協同組合法は、日本の農業協同組合法、水産業協同組合法および中小企業等協同組合法の三つの法律を総合したものである。換言すれば、沖縄において協同組合とよばれる法人をすべて包含した立法といえる。行政体が狭小な沖縄においては、単独法よりも総合的協同組合法の方が合理的であると判断された。同法は、9章131条の本文と8条の附則からなっている。その概要は次のとおり²⁰⁾。

第1章「総則」（第1条から第9条）は、①登録による対抗要件（第2条）、②組合の種類および名称の要件（第4条、第5条）、③組合の設立要件として、同一地域内で同種の組合員を組合員とし、かつ、同種の事業を行う組合は二つ以上設立することはできない（第7条）、④最大奉仕の原則として、営利を目的としてその事業を行ってはならない（第8条）、⑤免税事項（第9条）等が規定されている。

第2章「事業」（第10条から第20条）は4節に分かれている。第1節（第10条から第13条）は、農業協同組合とその連合会についての種類、団体協約の効力、共済規程、および信用事業の兼営が規定されている。第2節（第14条から第16条）は漁業協同組合とその連合会について、第3節（第17条、第18条）は、事業協同組合とその連合会について、最後の第4節（第19条、第20条）は信用協同組合について、それぞれ異なった事業主体としての組合に対し、その特質に添って第1節と同様に規定化されている。

第3章「組合員」（第21条から第48条）は2節に分かれている。第1節（第21条から第31条）は、農業協同組合とその連合会、漁業協同組合とその連合会、事業協同組合とその連合会、農業信用協同組合、漁業信用協同組合、農漁業信用協同組合および商工信用協同組合の10種類の業態別組合の組合員についての資格要件とそれに関連する準組合員について規定されている。信用協同組合にあっては、地域の金融経済状況に応じ、農民漁民合同によるか、または農民漁民別々に組織するか、いずれかの方法を組合員の自由意志により設

18) 1956年8月24日第8回議会（定例）琉球立法院会議録第34号公報号外1957年1月16日12頁～15頁。

19) 1956年8月25日第8回議会（定例）琉球立法院会議録第35号公報号外1957年1月17日7頁～8頁。

20) 1956年8月18日第8回議会（定例）琉球立法院会議録第33号公報号外1957年1月11日5頁～7頁経済工務委員長新里善福説明。

立することができ、また、設立の地域、出資金、役員等の特別規定を前提条件として商工業、勤労者による商工信用協同組合を設立することができた²¹⁾。第2節（第32条から第48条）は、組合員の権利義務の節で主に、①出資、②議決権および選挙権、③加入や脱退、④持分の払戻しやその停止、⑤損失額の払込み等が規定されている。

第4章「管理」（第49条から第79条）は、組合の運営面に対する行政措置的規定が数多く織り込まれている。主なものとして、①定款の記載事項や規約の規定事項、②役員としての理事監事についての定数から選出、任期その責任および所要の義務づけ、③総会、④総代会、⑤異議催告、⑥準備金、⑦剰余金の配当等が規定されている。

第5章「設立」（第80条から第88条）は手続上の規定であり、①設立の準備から創立総会、②設立認可の申請からその認可要件、③認可または不認可通知義務、④発起人から理事への事務引渡し、⑤設立登記等が定められている。

第6章「解散および清算」（第89条から第98条）、第7章「登記」（第99条から第117条）、第8章「監督」（第118条から第126条）の主なものとして、①業務報告の聴取および資料提出、②組合員総数の10%以上の請求による臨時検査、③その他業務上または法令、定款、規約等違反行為に対する必要な命令権、処分命令権、解散命令権、取消権等が規定されている。第9条「罰則」（第127条から第131条）は、全条にわたってそれぞれ罰則が規定されている。

琉球政府の民立法による協同組合法は、琉球協同組合法（1951年米国民政府布令第45号）に基づき設立された協同組合および協同組合連合会を民立法の協同組合および協同組合連合会に組織変更するためのものである。そのため附則において、組織変更を行うための次のような経過措置が規定されていた。

- ① この立法施行の際現に存する協同組合および協同組合連合会については、琉球協同組合法（1951年米国民政府布令第45号）は、この立法施行後でもなおその効力を有する。ただし、この立法施行の日から7ヵ月を経過した時に現に存するものは、その時に解散する（第2条）。
- ② この立法施行の際現に存する協同組合および協同組合連合会で民立法の協同組合法の協同組合および協同組合連合会と同種の事業を行い、かつ、同一地域内のものは、この立法施行の日から7ヵ月を経過する日までに民立法の協同組合法の協同組合および協同組合連合会への組織変更をすることができる。この場合、行政主席に組織変更の認可申請を行わなければならない（第3条）。

この附則第3条に基づき、那覇市商工信用協同組合および胡差商工信用協同組合は1957年4月、布令組合（1951年米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」）から民立法組合（1956年立法第67号「協同組合法」）の商工信用協同組合へと組織変更を行っている。胡差商工信用協同組合はこのときに、併せてコザ商工信用協同組合へと名称変更を行う²²⁾。ま

21) 琉球農業協同組合連合会 [1967] 489頁。

22) コザ信用金庫 [2005] 31頁。琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 102頁。両商工信用協同組合の組織変更に伴う認可申請書関係文書は、沖縄県立公文書館には所蔵されていなかった。

た、那覇市商工信用協同組合も1966年9月、「市」を削除した那覇商工信用協同組合に名称変更を行っている²³⁾。名称変更は、営業区域を那覇市だけではなく、浦添や宜野湾に拡大することに伴ったものと思われる。

なお、協同組合法の本土復帰までの改正状況は、沖縄県公文書館所蔵資料『協同組合法立法規則 きー0』（資料コード0000156261）「協同組合法（1956年立法第67号）」を参照されたい。

ハ．金融検査部による商工信用協同組合の検査

協同組合法に基づく協同組合の設立認可や検査は、経済局協同組合課が所管していた（1961年立法第100号「琉球政府行政組織法」第3条第4号、1961年規則第85号「経済局組織規則」第6条）。1964年に、那覇市商工信用協同組合およびコザ商工信用協同組合の検査を所管外である金融検査部が行っている。その経緯は次のとおり²⁴⁾。

金融検査部は1963年7月、キャラウェイ高等弁務官の要請により経済局の所管である琉球農業協同組合連合会の検査を米国陸軍監査部と共同で行った。この琉球農業協同組合連合会に対する検査は政治的なものであった。琉球農業協同組合連合会第一製糖工場と西原製糖の合併問題に関連している。キャラウェイ高等弁務官は、沖縄の製糖業政策において、今後の持続可能性を考慮すると企業の合併合理化を行なうべきとの意向を持っていた。琉球農業協同組合連合会は1962年10月29日、具志川に琉球農業協同組合連合会第二製糖工場を建設する際、琉球開発金融公社から既存の琉球農業協同組合連合会第一製糖工場と西原製糖との合併を条件に融資を受けた。ところが、琉球農業協同組合連合会はこの条件に反して、合併を進めずに、本土の商社から資金を調達し、琉球開発金融公社に借入金を返済している。これに反感をもったキャラウェイ高等弁務官が琉球農業協同組合連合会に融資を行っていた琉球政府出資の農林中央金庫の検査も併せて行なうよう米国陸軍監査部と金融検査部に指示したものである。検査の結果、農林中央金庫については、法令違反はあったものの刑事事件として告発する事項でないとされた。しかし、琉球農業協同組合連合会については、法令違反のうち刑事事件として告発すべき事項があるとして、1963年11月に警察本部に告発している²⁵⁾。

23) 平成13年10月26日金融庁「沖縄信用金庫に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分について」別紙沖縄信用金庫の概要。那覇市商工信用協同組合の名称変更に伴う認可申請書関係文書も、沖縄県立公文書館には所蔵されていなかった。ただし、1966年9月13日に行政主席へ提出された月報である「那覇市商工信用協同組合1966年8月31日現在業務報告書及び試算表の提出について（報告）」において、提出者名が「那覇市商工信用協同組合」ではなく「那覇商工信用協同組合」となっていることから、1966年9月に名称変更があったことは確認できる（沖縄県公文書館所蔵資料『金融月報 那覇商工信用協同組合 1965年～1966年』（資料コード0000190548））。

24) 外間完和 [2004] 219頁。

25) 外間完和 [2004] 201頁～204頁。「沖縄タイムス」1963年7月3日。「琉球新報」1963年7月4日。「沖縄タイムス」1963年11月11日。本件は、1968年8月1日第一審判決は無罪、検察側は上告したが、1972年4月28日第二審判決も第一審と同じく無罪となる。第二審判決日は、第一審判決日から3年9ヵ月経過後の米国の統治権が消滅する17日前であった（太田利雄 [2001] 88頁～93頁）。

金融検査部長外間完和は、この検査を通して、単位農業協同組合の信用業務の内部統制制度をはじめとして、その業務全般について強い危機感を持つ。この状況を改善するため、金融検査部長はキャラウェイ高等弁務官と経済局長の了承を得た上で、単位農業協同組合よりも資金量の多い那覇市商工信用協同組合およびコザ商工信用協同組合を検査対象に選び、行政主席の検査命令で経済局の検査を金融検査部が代行する形式で行っている。

この検査について、琉球政府最後の金融検査庁長となる与座章健は、平成2（1990）年10月19日に海邦会館で開催された「金融検査庁時代を語る座談会」において、「那覇商工信用協同組合とコザ商工信用協同組合の検査については、結果的に良き指導検査を受けたことを理事長、経営者から喜ばれました。その後、両信協は金融検査部の所管内に入ることとなり²⁶⁾、信用金庫法が立法されて信用金庫に組織替えされました²⁷⁾」と語っているが、検査結果は、そのような生易しいものではなかった。

二. コザ商工信用協同組合検査結果

最初に検査が行われたのは、コザ商工信用協同組合であった。協同組合法第119条および1952年米国民政府布令第85号「金融機関の会計検査施行の責任」の規定に基づき、同組合の業務および会計の現状の検査が行われた。検査範囲は、1964年4月12日現在の貸借対照表に表示されている資産・負債の評価、査定および法令、定款、信用業務規程違反の有無である。検査は、1964年4月13日から5月1日にわたって行われた。検査後、行政主席は同年8月17日、コザ商工信用協同組合長宛てに経協第289号「検査結果に基づく改善事項の示達について」を検査報告書添付のうえ発出している。その示達書には、多くの法令違反（①協同組合法施行規則第32条（貸付基準）第3項第1号違反、②同条第3項第2号違反、③名義分散貸付けによる同条第3項違反、④協同組合法第56条（理事の自己契約の禁止）違反、⑤協同組合法第48条（出資口数の減少）・同施行規則第18条（出資口数の減少）違反ほか）、経費の濫費、内部統制組織の欠陥、会計処理の不備等が発見されたとして、15の改善事項が示達されている²⁸⁾。幾つかの事項を紹介していく。

第一は、1964年8月17日経協第289号「検査結果に基づく改善事項の示達について」の決裁文書において、経済局長が次の改善事項を削除し（二重線の上に経済局長の押印）、改善事項の示達から除かれていることである。本改善事項は、数ある改善事項のうち最重要項目である第1項目とされ、コザ商工信用協同組合にとって役員辞任勧告は非常に重い改善事項であった。経済局長が何故、「役員の責任」に関する改善事項を示達から削除したのかは分らない。

「1. 役員の責任

理事は、業務上多くの法令違反をしているにもかかわらず、その違反にさえ気づかず、

26) 1961年7月31日規則第82号「内務局組織規則」第26条、1962年8月24日規則第107号「内務局組織規則の一部を改正する規則」第25条を参照されたい。小谷融 [2023] 62頁～70頁。

27) ハ一会（元金融検査庁職員の会）[1992] 31頁。

28) 沖縄県公文書館所蔵資料『金融機関の検査及び改善に関する書類 コザ商工信用協同組合 1964年～1965年』（資料コード0000033054）「検査結果に基づく改善指示について」。

或いは気付いても怠慢に過ぎて何らなすべきを知らず、組合を危険におとし入れた責任上、一・二の事務引継者を残し全員辞任すべきである。

監事もまた、理事の行ってきた違法行為を指摘改善せしめることなく、組合を危険におとし入れた責任上全員辞任すべきである。但し、その前に役員の借入金は一応全額返還を望む。少なくとも一組員として現時点において通常なされない貸付金の限度を超える部分については、速やかに返還しなければならない。

現役員の総辞職と共に現役員以外の有能な人を理事に選任し、事業の立て直しに専任させ、一日も早く現在の危険な放漫な経営状態を是正すべきである。

2以下に述べる改善策は現役員ではなし難いと思慮する。あく迄も新しい理事のなすべきものである。

なお、辞職する現役員に対する退職金は支払ってならない。近い将来、民事上および刑事上の責任を果たすため、現役員が組合に支払うべき多額の債務も予想されるからである。 」

上述第2段落の役員貸付金とは、示達書の改善事項4に「役職員への貸付は情実的あり、他の一般組員への貸付よりも、不当に優遇されている。延滞している分については回収し、見返り積金を加入させる分については加入せしめ、他の組員と違った取扱いをしてはならない（報告書7～9頁）」と記載されている。その報告書7～9頁には、改善事項4のことがより詳細に、「3. 役職員への貸付：検査基準日現在で役職員貸付は次のとおりである（役職員貸付金一覧表（略））。役員は1名を除き全て借入がある。役職員が組合資金を利用することを禁止もしくは制限した規定はないが、役員に対して法定限度額を超えた貸付け、長期間延滞により分類ⅠないしⅡに判定されたものがある²⁹⁾。例え分類されなくとも長期間固定して（切換）いるものが大部分である。しかも普通一般の組員に対して貸付する場合は、半ば強制的に定期積金契約をせしめて回収するといった分割返済をせしめているにもかかわらず、役職員の場合はほとんどが積金契約もしていない。役職員であっても他の組員と同じような扱いをすべきであり、このようなやり方は不平等な情実的な貸付である。まして組合の経営を担当する役員が法定限度を超えた借入れや、分類貸付として判定されるようでは、役員としての資格はない。前記役職員貸付金一覧表の如く、役職員貸付が全貸付金に占める割合は10.6%である。1963年度末の組員数は2,610名であるが、その内のわずか20名の組員（役職員）が全貸付金の1割強を利用している。役員が連帯人となっているものは次の一覧表（略）のとおりであるが、その合計額が全貸付金に占める割合は5.6%となり、役職員貸付にこれを加えると16.2%という高率となる」と説明されている。

29) 金融検査部の債権（貸付金）分類基準によると、分類Ⅰは「債権確保上の諸条件が満足に充たされていないこと、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権」をいい、分類Ⅱは「最終の回収または価値について重大な懸念が存し、損失の発生が見込まれ、その損失額を確定し得ない債権（会計上は債権額の50%を損失として計上する）」をいう。

経済局長が決裁の段階において、改善事項である「役員の責任」を削除したことについて検査を担当した金融検査部長外間完和はどのように反応したのだろうか。三和相互銀行をはじめとして、次の那覇市商工信用協同組合等多数の金融機関を警察本部に告発してきた外間完和だ。非常に興味あるところである。その外間完和が示達から36年後に発刊した著書において、「コザ商工信用協同組合については、那覇市商工信用協同組合以前に経済局と共同で検査を行った。結果は、那覇市商工信用協同組合のような背任、虚偽記帳、その他の法令違反はなかった。ただ、債権管理と内部統制組織に問題があったので、金融検査部は経済局長名で改善方を勧告し、コザ商工信用協同組合はそれに従って改善がなされた。西田文光組合長は、検査後に組合長に再任された」と記述している。その記述は、金融検査部決裁文書原案とはかなり異なる。36年の時間経過によりそのような記憶になったのか、警察本部へ告発できなかったことからこのように繕ったのか、分らない。

第二は、示達書の冒頭に記載のある出資金の違法払込みことである。示達書の冒頭には、「貴組合は設立の際の出資金の払込みから違法であり、それがあいまって一部経営者の不正による大きな損害と歴代経営者の放漫経営のため未だ完全に立ち直っていない上、検査による分類結果は、不良債権が多額にのぼったままの状態である」との記述がなされている。この出資金の違法な取扱いは、1951年米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」に基づき1954年に設立した当時から始まっていた。金融検査部の検査報告書（12頁～15頁）によると次のとおり。

1955年6月30日第1回決算時の貸借対照表上の当組合の払込済出資金は305,400円（2,545ドル）となっているが、その中には払込みが全くなされていない280,000円（2,333.34ドル）の偽装出資金があり、実際に払い込まれた出資金は25,400円（211.66ドル）であった。検査報告書では、これを「このことは当組合の設立発起人が最初から政府ならびに組合員を欺瞞していたといえる。このような不当経理が組合の経営を圧迫し欠損金を生じせしめる原因の一つになったと思われる」と評価している。

1955年4月4日、これを偽装するため払込みのなかった280,000円のうち12名分239,800円について、4人の他人名義への貸付金240,000円として処理する。240,000円と239,800円の差額200円は受取利息として計上。

1956年11月30日、上記4名の他人名義貸付金240,000円を更に異なる4名の他人名義の貸付金280,000円に切替えている。差額の40,000円は受取利息として処理する。

布令組合（1951年米国民政府布令第45号「琉球協同組合法」）から民立法組合（1956年立法第67号「協同組合法」）の商工信用協同組合への組織変更後の1957年10月31日、偽装出資金を新規出資申込者4人に譲渡したことにして、出資金239,800円を払い込ませてそれを貸付金280,000円の返済があったものとして処理する。貸付金280,000円と出資金払込金239,800円の差額40,200円は他人名義の貸付金として処理し、それを1963年6月30日に貸倒れとして償却する。

検査報告書に基づき、上述の設立発起人から払い込まれなかった現金の有高と帳簿残高を一致させるために行った一連の仮装取引を会計処理で示すと次のようになるとと思われる。

[設立時] 設立発起人から現金の払込みがなされなかったが、払込みがあったように仮装する。

(借方) 現金 280,000 (貸方) 出資金 280,000

[1955年4月4日] 6月の決算を迎え、現金有高不足280,000円を偽装するため仮装貸付を行う。この段階では、現金有高と帳簿残高に40,200円の不一致。6月30日の決算においては、何らかの方法により一致させたものと思われる。金融検査部はそれを究明すべきであった。

(借方) 貸付金 240,000 (貸方) 現金 239,800
受取利息 200

[1956年11月30日] 貸付金を異なる者に切替える。

(借方) 現金 240,000 (貸方) 貸付金 240,000
貸付金 280,000 現金 240,000
受取利息 40,000

[1957年10月31日] 偽装出資金を新規組合員申込者に譲渡したことにして、その払込金(現金)を貸付金の返済として処理する。差額は他人名義貸付金として処理。この仮装取引の会計処理により、設立発起人から払い込まれなかった現金は、実際に入金されたものとして処理することができた。出資金の譲渡に関する証憑や会計処理を検討すれば、この仮装取引を見つけることはできるが、金融検査部の担当官がどのように見つけたのか知りたいところである。

(借方) 現金 239,800 (貸方) 貸付金 280,000
貸付金 40,200

[1963年6月30日] 1957年10月31日の貸付金を貸し倒れとして処理する。

(借方) 貸倒損失 40,200 (貸方) 貸付金 40,200

この一連の仮装取引の各勘定科目の貸借を消去していくと、次のようになる。

(借方) 現金 280,000 (貸方) 出資金 280,000
貸倒損失 40,200 受取利息 40,200

一方、出資金にかかる取引を仮装せずに事実のまま仕訳をすると、次のようになる。

[設立時] (借方) 未払込金 280,000 (貸方) 出資金 280,000

[1957年10月31日] (借方) 現金 239,800 (貸方) 未払込金 239,800

[1963年6月30日] (借方) 未払込金償却 40,200 (貸方) 未払込金 40,200

[各勘定科目の相殺] (借方) 現金 239,800 (貸方) 出資金 280,000
未払込金償却 40,200

現金40,200円が入金されず未払込金償却として会計処理することとなるものは、1955年4月4日の仮装取引における現金有高と帳簿残高の差額を何らかの方法により処理したものに相当する。

また、布令組合から民立法組合への組織変更時においても不適正な出資金の取扱いがなされていた。検査報告書14頁には、「1957年6月末(組織変更直前)の決算書によれば、

当組合の実質資本は20,972.60円（払出資金1,390,700円，繰越欠損金1,369,727.40円）であったが，政府は組織変更の認可の条件として実質資本を1,000,000円以上とすることをかかげた。しかし，組合ではその条件を満たす程の出資金は集め得ないとして，当時の市中金利月2分を配当することを約して一般から出資金2,800,000円を集めた。これは当時の払込済出資金の88.6％に当る。このような無茶苦茶な組合出資金が後に当組合をゆがんだ方向に進めさせた大きな要因になったものと思われる」と記述されている。これらの出資金に対する利息は，毎月旅費勘定で支払われていた。出資金に利息を支払うことはできないので，支払利息相当額を旅費勘定で支払う偽装処理を行う。その後，政府から「この支払利息は不当支出であるから返還させよ」との命令を受けたため，支払利息相当額を出資者の妻名義の貸付金として処理されていた。

第三は，財政状態に関することである。次の示達書改善事項からかなり厳しい財政状態であったことがわかる。

示達書改善事項13：貴組合の現在の破綻状態が正常に戻るまで積極的な預金の受入は差し控えること。これからは次の指示があるまで，専ら不良債権の回収に全力をあげる。特に大口に対する回収には，法的に可能なあらゆる手段をとること。

示達書改善事項14：組合員の持分の価値はゼロであることから，新組合員は次の指示があるまで絶対に加入させてはならない。

コザ商工信用協同組合は，1964年8月17日の行政主席からの「検査結果に基づく改善事項の示達について」を受け，図表1に示すとおり，1964年度決算において，多額の不良債権を償却したことから43,930ドルの純損金が計上され，30,115ドルの繰越欠損金を計上するに至った。しかしながら，比較的短期間に示達事項の改善と赤字解消を図ることができ，1966年度には再び剰余金の積み立てをなすまでに至り，その後は飛躍的な発展を遂げていく³⁰⁾。

図表1 コザ商工信用協同組合の年度別業績の推移

（単位：ドル）

	資金量	融資額	払出資金	当期純利益	繰越剰余金
1963年度	2,136,283	1,796,641	45,904	5,435	1,142
1964	2,305,329	1,895,508	49,461	△ 43,930	△ 30,115
1965	2,828,790	2,330,378	65,591	7,559	△ 22,556
1966	3,564,838	2,955,918	82,448	27,212	725
1967	4,540,432	3,806,446	110,106	31,231	1,647
1968	5,746,149	4,698,611	191,026	51,257	9,617
1969	8,413,000	7,121,702	301,831	64,697	3,254
1970	13,744,340	12,323,765	515,454	101,451	

（出所）琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 103頁。琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971] 財17頁～財19頁。

30) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 102頁。

ホ. 那覇市商工信用協同組合検査結果

金融検査部による那覇市商工信用協同組合の検査は、1964年8月に始まり、終わったのが同年10月で、金融検査部から行政主席および経済局長に検査報告書が提出された。これに基づき行政主席は翌1965年1月、那覇市商工信用協同組合に改善命令を発出している。同年2月には、金融検査部は検査結果に基づき同組合の前組合長等を粉飾決算、横領等で警察本部に告発する。沖縄県公文書館には、那覇市商工信用協同組合に係る書類として資料コード0000033074「金融機関行政一般および検査に関する綴 那覇商工信用協同組合1966年」等いくつかのものが保存されているが、1964年の金融検査部による検査報告書、翌1965年1月の行政主席による那覇市商工信用協同組合宛の示達書等を見つけることはできなかった。検査内容については、検査を行った金融検査部長外間完和および金融検査部から告発を受けた警察本部警部太田利雄の著書から紹介する。

外間完和は、「この検査により、前組合長が過去10年にわたり、協同組合法等の法令に違反し、横領背任行為が数知れず、その結果生じた欠損金が組合の出資金の10倍以上に達して破産状態であるに拘わらず、隠蔽し、帳簿や財務諸表等を10年以上に亘って粉飾してきたことが指摘された。その手法は、架空貸付を行い、後日、それを貸倒損失として償却していくという初歩的であるが悪質な横領手段である。協同組合を所管する経済局は、過去10年間にわたる数々の違反の片鱗さえも発見することができなかった」³¹⁾という。一方、太田利雄は、「不法事犯の殆どは前理事長であった。彼が専務理事から理事長であった期間中の事犯であった。当時、同信用組合加入者の中には、土地購入や住宅建築のための資金借入れに必要な口数の出資をし、組合員としての資格を得て資金を借り受け、借入れた後は出資者という権利意識もなく、借入れた金の返済もしない。専ら借入のための加入者が多かったようで、創立以来、毎年赤字続きの経営の中で、彼が専務理事から理事長になってからも、自ら横領等の不法行為を行い、乱脈経営をして、益々経営を悪化させたのである。彼が犯した不法行為は、他人を組合員に入会勧誘して預かった預金の横領、架空人あるいは実在する他人名義への貸出し名目で支出横領し、着服した金をもって他県で事業を行っていたこと。常勤の専務、理事長として報酬を受けながら、勤務すべき日の半分も出勤せず、また、職員の不法行為に対して放任していたばかりではなく、自他の不法事犯を組合内部の検査に隠蔽するため、関係書類の抜き取りや焼却を職員に指示し証拠隠滅を図っていたことなどである。この不法行為の内容や経営の放漫は、昭和30年代の経済事件の代表的な事案であった」³²⁾という。

本件については、前述のとおり1965年2月に金融検査部が警察本部に告発、警察の捜査手入れおよび送検、検察庁への起訴を経て、裁判が行われていたが、本土復帰の際、金融検査庁はこの裁判を取り下げている³³⁾。当時、検査を指揮した金融検査部長外間完和は公認会計士となっていたが、このことについて「公認会計士でもあった前理事長は、無罪放

31) 外間完和 [2004] 219頁～224頁。1965年2月6日琉球新報。

32) 太田利雄 [2001] 95頁～96頁。

33) 外間完和 [2004] 237頁。

免となり、本土復帰後大手を振って公認会計士業を再開して商売繁盛していたのには、もうあきれて言うべき言葉がなくなった。監督官庁がだらしないと、このような哀れな状態になり、かつ自治が神話³⁴⁾だという説を裏書きする有力な証拠を提供してくれるのである³⁵⁾と痛烈に古巣の金融検査庁を批判している。

那覇市商工信用協同組合は、1965年1月の行政主席からの業務改善勧告を受け、図表2に示すとおり、1965年6月30日決算において、多額な不良債権の処理により442,239ドルの欠損金を計上するに至る。さらに警察本部の捜査等がマスコミで報道されたこともあり、取付け騒ぎがあり大きな混乱を起こした。それまで順調な伸びを示していた資金量は、1965年11月末には3,841,000ドルと激減し、業務もかなり衰退した。1966年以降は、経営陣の刷新と政府の積極的な指導監督と相俟って業績も漸く上向きに転じていくが、信用金庫に転換するまでに欠損金を償却することができなかった³⁶⁾。

図表2 那覇市商工信用協同組合の年度別業績の推移

(単位：ドル)

	資金量	融資額	払込出資金	当期純利益	繰越剰余金
1963年度	2,996,201	2,325,694	26,558	7,120	—
1964	4,583,625	3,152,358	39,606	11,588	—
1965	4,410,158	2,712,849	88,019	△ 442,239	△ 442,239
1966	4,456,949	3,261,446	104,936	76,145	△ 366,094
1967	5,824,514	4,318,627	121,950	86,278	△ 279,816
1968	6,978,673	4,783,918	175,340	64,822	△ 214,994
1969	7,730,717	5,983,009	272,395	9,355	△ 205,639
1970	9,896,781	8,470,017	407,532	39,414	

(出所) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 100頁～101頁。琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971] 財15頁～財16頁。

15. 琉球政府「信用金庫法」の変遷

本土では、昭和26(1951)年6月15日法律第238号「信用金庫法」が公布された。これにより、各種の立場から批判されてきた信用協同組合の制度は、公共的金融機関としての運営を中心とする信用金庫と、協同組合的運営を中心とする信用協同組合との二系列に明確に分離される。同様の問題を抱えていた沖縄においても、1970年6月5日立法第35号「信用金庫法」が公布された。本章では、本土の信用金庫法を踏まえ、沖縄の信用金庫法制定の経緯およびその内容をみていく。

34) キャラウェイ高等弁務官が1963年3月5日に那覇市内のハーバービュー・クラブで開催された金門クラブの月例会において演説した「現時点での(沖縄住民の)自治は、神話でしか存在しないものだ」という有名な「自治神話」発言を指している。小谷融 [2022] 90頁を参照されたい。

35) 外間完和 [2004] 237頁。

36) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 100頁。

(1) 本土の昭和26(1951)年6月15日法律第238号「信用金庫法」

イ. 中小企業等協同組合法(昭和24(1949)年法律第181号)に基づく信用協同組合

組合組織の中小金融専門機関としての信用組合は、明治20年代に遡るが、法律的に制度として確立するのは明治33(1900)年3月6日法律第34号「産業組合法」からである³⁷⁾。同法は、組合員間の産業またはその経済の発達を企図するものであり、農民や商工業者への金融の円滑化が図られた。同法に基づき、信用組合、販売組合、購買組合および生産組合が組織され(第1条)、発展していく。信用組合とは、組合員に産業に必要な資金の貸付けおよび貯金の便宜を図る目的を持って設立される社団法人をいう(第1条第1項第1号)。

都市部における商工業者は農村部に比べて協同組合組織力が弱く、また銀行などの資金融通に恵まれていなかったことから、大正6(1917)年7月20日法律第22号「産業組合法中改正」第1条第4項に「市又ハ主務大臣ノ指定スル市街地カ組合ノ区域ニ属スル信用組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ対シ其ノ産業若クハ経済ノ発達ニ必要ナル資金ノ為替手形ノ割引ヲ為シ……組合ノ区域内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコトヲ得」という規定を加え、いわゆる市街地信用組合を明確化させた。このいわゆる市街地信用組合を単独法として規定したのが昭和18(1943)年3月10日法律第45号「市街地信用組合法」である。

その後、昭和24(1949)年6月1日に法律第181号「中小企業等協同組合法」および法律第183号「協同組合による金融事業に関する法律」が公布され、中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合が組織される(第2条第2号)。中小企業等協同組合法は、中小事業者の経済事業を行う事業協同組合を主眼とする法律であることから、組織上および業務上の組合主義および自立主義に徹底していた。信用協同組合のみ組合主義を逸脱して無制限に員外預金の受入が認められていたので、自立主義は放棄しなければならないこととなり、健全経営、預金者保護を図るため、必要な規制と監督とを大蔵大臣が行うこととし、事業免許その他銀行に準ずる監督規定を設ける必要があったことから「協同組合による金融事業に関する法律」が制定された³⁸⁾。同法の制定により、産業組合法と市街地信用組合法に分断されていた信用組合制度が一つに統合される。

ロ. 二つの類型に区分できた信用協同組合

当時、信用協同組合は明らかに異なる二つのタイプの信用協同組合が存在していた³⁹⁾。

第一の類型は、過去における市街地信用協同組合と同様、一定の地域を基盤とし、その地域に土地的なつながりを有する一般大衆の利用する金融機関としての機能を果たすもので、組合員のみならず組合員以外のいわゆる員外預金を広く受入れ、員外預金が預金総額の半ばに達しているもの。

第二の類型は、特定の事業者または勤労者を基盤とし、組合員のための純然たる協同組合

37) 大蔵省銀行局 [1952] 242頁。

38) 同上。

39) 同上。

としての活動を目的とするもので、原則として組合員のための預金を取扱っているもの。

このような異質な信用協同組合が混在しているにもかかわらず、それを律する法律は同一の「中小企業等協同組合法」であり「協同組合による金融事業に関する法律」であった。このため、①純粹の協同組合的立場からは、不当に自立主義を制限するものである、②金融機関としての公共性を主眼とする立場からは、健全経営、信用維持に関する基礎が不安定であるとの問題が生じてきた。

これらの相矛盾する二つの要請をともに充たすためには、信用協同組合をその現状に即して二つの方向に分離することであった。大蔵省では、この考え方にに基づき、次の方向で新たに信用金庫制度を設け、信用協同組合と併存することとした⁴⁰⁾。

- ① 先ず信用協同組合の中小金融機関および国民的貯蓄機関としての機能を伸長するとともに公共性ある金融機関として必要な信用の維持、預金者の保護等に遺憾なきを期すこととして信用金庫制度を設ける。
- ② 次に信用協同組合を原則として組合員のみを取引の対象とし、員外預金を扱わない純然たる協同組合にするとともに、それに対する監督を簡素化し、できる限り自主的な業務運営を行わせる。
- ③ そして既存信用協同組合のうち適格なものについては、一定期間内に信用金庫へ転換することを認め、転換しないものについては上記②のとおり原則として組合員のみを対象とする信用協同組合として存続させる。

この方針に沿った法案が第10回国会において、昭和26年5月28日参議院で可決成立し、同年6月15日に法律第238号「信用金庫法」および法律第239号「信用金庫法施行法」が公布され、同日施行された。なお、改正商法（「商法の一部を改正する法律（昭和25年法律第167号）」）の施行に伴い同国会において信用金庫法の商法関係の改正が行われ（昭和26年6月15日法律第240号「商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律」），7月1日から施行されている。

ハ. 信用金庫法の内容

信用金庫法の特色を信用協同組合の法制（信用金庫法施行法による改正前の中小企業等協同組合法）と比較しながらみていこう⁴¹⁾。

第一は、信用金庫の法律上の性格である。信用金庫は、信用協同組合と同じく非営利的組合組織であり、出資組織による人的結合体であるが、一定の地域に基礎を置き、その地域内の居住者、中小企業者および勤労者を会員とする地縁的な協同組織である（第1条、第10条）。一部の信用協同組合のように単に特定の事業者または勤労者のみを組合員とする同業者の結合という形の協同組織（中小企業等協同組合法第6条、第7条）とは本質的に異なっている。

第二は、公共性のある金融機関としての信用維持、預金者保護およびその適正な監督に

40) 大蔵省銀行局 [1952] 242頁。

41) 大蔵省銀行局 [1952] 242頁～243頁。

ついてである。

- ① 信用協同組合にあっては、出資金の最低限度は法定されておらず、ただそれが外部負債総額の3%以上でなければならないとするに止まり（中小企業等協同組合法第3条）、信用協同組合事業免許基準令（昭和26年政令第3号）第4条において信用金庫法の約半分の最低限度が規定されていた。一方、信用金庫にあっては、預金者等の債権者に対する最終的担保である自己資本の充実を図るため、出資金の最低限度額を法定している。東京都の特別区および人口50万以上の大都市に主たる事務所を有する信用金庫にあっては1千万円、その他の信用金庫にあっては5百万円、信用金庫連合会にあっては1億円が出資金の最低限度額とされている（第5条）。
- ② 信用協同組合にあっては、組合員の自由脱退に際しては持分の払戻しを行うため脱退による出資金の減少を防止することができなかった（中小企業等協同組合法第18条）。また、出資に対する配当の率が最高年6分に法定されていることは低きに失し出資の増加に支障があった（中小企業等協同組合法第59条）。一方、信用金庫にあっては、これらの問題を解決するため、会員の自由脱退の方法としては持分全部の譲渡によることとし（第16条）、自由脱退による出資金の減少を防止することとした。また、出資配当の率は定款で定めることとし（第57条）、差当たり年1割程度までは行政上認めることによって出資意欲の昂揚を帰する手段を講じている。
- ③ 信用協同組合にあっては、役員および総代の選任はすべて1人1票による無記名投票をもって行わなければならない（中小企業等協同組合法第35条）。このため一部不穏当な者の策動する余地があり、理事者の地位が不安定であるとともにその業務執行が選挙と不当に結びやすい状況にあった。一方、信用金庫にあっては、このことに鑑み、役員の選任方法については、会社と同じく総会の議決によって選任することとし、また総代は定款の定める方法で選任することとされている（第32条）。

第三は、業務についてである。信用金庫の業務については、従来の信用協同組合の業務範囲（中小企業等協同組合法第76条）よりも広くし、会員のために内国為替取引を行うことも大蔵大臣の認可を受ければできるようにするとともに、地方公共団体の金庫事務が付随業務として認められた（第53条）。なお、信用金庫の業務は、①預金（定期積金を含む）、②会員に対する貸付および手形割引、③預金担保の員外貸付、④会員のためにする内国為替取引、⑤会員のためにする保護預かり、⑥付随業務（地方公共団体の金庫事務を含む）である。

第四は、総会における代理議決権の数についてである。信用協同組合にあっては、総会における代理議決権の数が極めて少数に制限されていた（中小企業等協同組合法第35条）。これに対して、信用金庫にあっては、何等の法律的制限は設けないこととし（第12条）、会員数が多数に上る信用金庫の総会の開催を円滑にならしめる途を拓いている。

二. 信用金庫法施行法の内容

信用金庫法および信用金庫法施行法は、信用協同組合制度を公共的金融機関としての運営を中心とする信用金庫と、協同組合的運営を中心とする信用協同組合とに明確に区分す

るものである。信用金庫法の内容は前述のとおりであり、信用金庫法施行法は次の三部分からなっている⁴²⁾。

第一は、「中小企業等協同組合法」における信用協同組合およびその連合会の事業に関する規定の改正である（第1条）。信用協同組合は従来組合員に対する金融業務のほか、組合員以外の者の預金または定期積金の受入およびこれに対する預金または定期積金を担保とする資金の貸付も行うことができた。しかし、この改正により、組合員以外の者からの預金または定期積金の受入は、①国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金、②組合員と生計を一同とする配偶者その他の親族の預金または定期積金の受入の二つに限定され、それ以外の一般預金の受入はできなくなった。また組合員以外の者に対する貸付は、組合員と生活を一同にする配偶者その他の親族が当該組合に有している預金または定期積金を担保にするものに限られることになる（第76条第2項の改正）。

第二は、「協同組合による金融事業に関する法律」における所管行政庁の改正と監督規定の緩和である（第2条）。信用協同組合の事業は、すべて大蔵大臣の免許を受けなければならなかった。この改正により、都道府県の区域を越える区域を地区とする組合については大蔵大臣の事業認可、その他の組合については都道府県知事の事業認可とするとともに、大蔵大臣に一元化されていた銀行法および貯蓄銀行法の準用による監督権限も、これに準じて大蔵大臣と都道府県知事とに分かれることとなった（第2条、第6条の改正および第6条の2の追加）。さらに大蔵大臣は政令で定めるところにより、協同組合による金融事業に関する法律による権限の一部を地方支分部局の長または都道府県知事に委任することができる（第6条の2第2項の追加）。この改正は、信用協同組合が原則として組合員のみ金融事業を行うこととなるので、農業協同組合等の例に倣ったものである。監督規定の緩和は次のとおり。

- ① 役員の兼職制限に関する銀行法第13条の準用規定を削除して、組合の常勤理事または参事が他の会社の常務に従事することを自由とした（第6条の改正）。
- ② 信用金庫法の制定に伴い、余裕資金の運用先の預入先金融機関の種類に新たに信用金庫および同連合会が加えられた（第4条第1号の改正）。
- ③ 余裕金の運用の制限については、国債、地方債以外の有価証券の取得については認可は要しないが、大蔵大臣の定めるものに限定されることとなった（第4条第2号の改正）。
- ④ 貨幣価値の下落に応じて罰金および過料の金額が引上げられている（第7条、第8条の改正）。

第三は、信用協同組合の組織変更についてである。法律施行の際現存する信用協同組合は、法施行後1年間はなお従来と全く同様の状態に置かれる（第3条）。信用協同組合は、この期間内に総会（総代会を設けている組合にあっては総代会）の決議を経て、信用金庫となることができる。信用金庫に改組するには、大蔵大臣の事業免許を受けることを要す

42) 大蔵省銀行局 [1952] 278頁～279頁。

る。出資金については、信用協同組合の出資金の現状に鑑み、法施行後2年間は信用金庫法に規定する最低限度の額を要求せず、大都市5百万円、その他2百万円で足りる旨の経過措置が設けられている（第4条）。これにより、信用協同組合は、法施行後1年以内に信用金庫に組織変更するか、あるいは改正後の信用協同組合として存続するかの何れかを選ばなければならなかった。

信用協同組合は、昭和26（1951）年6月15日現在653組合であった。うち560は信用金庫に転換し、20は合併、事業譲渡により消滅し、信用金庫法施行法第4条による改組期間の終了日である昭和28（1953）年6月14日において信用協同組合は73組合となった。このうち改正後の中小企業等協同組合法第6条の規定により、所管行政庁が大蔵大臣である組合は、朝日、毎日および互助会の3職域信用組合で、他の70組合（一般地域組合38、職位等の特殊組合32）は、各都道府県知事に移管されることとなる⁴³⁾。

（2）沖縄の1970年6月5日立法第35号「信用金庫法」

イ．信用金庫法制定経緯

本土において、昭和26（1951）年6月15日に法律第238号「信用金庫法」が公布され、信用協同組合のうち適格なものについては信用金庫に移行していた。一方、沖縄では、協同組合法（1956年立法第67号）に基づき設立認可された信用協同組合は、事業の拡大と相俟って、同法の規制では次のように実情に即さない面が多々発生するに至り、本土同様、信用金庫法制定の動きが、琉球政府側、金融機関側の双方から出てきた⁴⁴⁾。

- ① 信用協同組合を規制しているのは協同組合法（1956年立法第67号）である。この立法は、農漁業協同組合、事業協同組合および信用協同組合を網羅的に規定しており、その基調となっているものは、組合の自立主義を理念とした農漁業等の事業組合の規定となっている。
- ② しかし、信用協同組合には、農漁村地区における純協同組合的な性格のものと、市街地区における金融機関性と協同組織性を兼ねたものがある。
- ③ 市街地区においては、産業および社会構造から信用協同組合は必然的に金融機関性を帯びてきているので、協同組合法で規制することが困難となっており、その組織の監督についても強化する必要が生じている。
- ④ 本土においては、以上の趣旨により、昭和26（1951）年に信用金庫法が制定されている。
- ⑤ そこで、協同組織による信用金庫制度を確立し、信用協同組合で適格なものについては、信用金庫に組織を変更させ、事業範囲を拡大するとともに、金融機関としての公共性に鑑み、組織の監督を強化し、もって中小企業金融を円滑にして、信用維持と預金者等の保護に資するため、信用金庫法を制定する必要がある。

43) 大蔵省銀行局 [1953] 322頁。

44) 琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971] 71頁～72頁。

このような実情に鑑み、行政主席は1969年5月13日、立法院議長に対して「信用金庫法」の立法勧告を行う。立法勧告理由は、「①中小企業金融の重要化にかんがみ、中小企業金融制度の整備を図る必要がある。②信用金庫制度を確立することにより信用協同組合で適当なものについては、信用金庫に組織変更させ、その経営基盤の強化を図るとともに、預金者保護の観点から組織監督の強化を図る必要がある」としている⁴⁵⁾。しかし、同年の第40回琉球立法院会議（定例）では継続審査となった⁴⁶⁾。

翌1970年4月30日の第42回議會（定例）において、信用金庫法案の第一読会が行われ、内政委員長盛島明秀は、同法案の提出理由を「最近、中小企業金融はとみにその重要性を増加しつつあります。信用協同組合も中小企業の金融機関として重要な地位を占めているのでありますが、信用協同組合の根拠法である協同組合法は、信用協同組合を自由放任的色彩をもって律しており、金融機関としての組織、監督等に関しましては不十分であります。したがって、この際、信用協同組合のほかに同じく協同組合組織による信用金庫の制度を設けて、中小企業金融機関としての体制を確立し、その活動を促進するとともに、住民大衆のために金融の円滑をはかり、あわせてその貯蓄の増強に資するとともに、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するために本立法案を制定して、現在の信用協同組合のうち適格なものについては信用金庫に転換せしめ、他方、転換しないものの監督について所要な改正を加えることとしたものであります」と説明する⁴⁷⁾。第一読会で問題となったのは本文ではなく附則であった。信用協同組合が支払いを受ける預金または貯金の利子、信用協同組合から支払いを受ける預金または貯金の利子は、租税特別措置法（1954年立法第37号）第2条の2の規定により所得税は課さないこととされていた。コザ商工信用協同組合長から陳情を受けた桑江朝幸議員は、信用金庫も租税特別措置法で同様の取扱いをすべきではないかとの質疑を行う。内政委員長盛島明秀は、預金または貯金の利子の所得税について、特別な取扱いについて検討する必要がある旨の回答を行う。他に質疑がなかったことから、第一読会は終了し、内政委員会に付託することとされた。

同年5月19日立法院本会議の議事において、信用金庫法案の第二読会が行われる。内政委員長盛島明秀は、①委員会に付託された信用金庫法案は委員会において全会一致で原案どおり可決すべきものと決定した、②租税特別措置法に規定する利子所得の課税特例については、今月末に予定されている租税特別措置法の一部改正の審議の際に検討すべきであることを決定した旨の説明を行う⁴⁸⁾。これについて質疑がなかったことから、読会を省略し、採決され、原案どおり可決された。1970年6月5日に立法第35号「信用金庫法」が公布され、同年9月5日から施行された。併せて同年8月21日規則第123号「信用金庫法施

45) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法案第40回議會定例1969年4 継続審査案件』（資料コード R00158524 B）「信用金庫法の内政委員会への付託」。

46) 1969年8月15日第40回會議（定例）立法院會議録第30号110頁。

47) 1970年4月30日第42回議會（定例）立法院會議録第11号15頁 内政委員長盛島明秀説明。

48) 1970年5月19日第42回議會（定例）立法院會議録第13号4頁～5頁 内政委員長盛島明秀説明。

行規則」が公布され、信用金庫法と同じく同年9月5日から施行されている。

ロ. 信用金庫法の概要

信用金庫法は、11章104条の本文と26項の附則からなっている。その概要は次のとおり⁴⁹⁾。

第1章「総則」(第1条から第8条)は、本立法の目的(第1条)、信用金庫が法人であること(第2条)、金庫の事業を行うには行政主席の免許を要する(第4条第1項)ほか、金庫の監督は行政主席が行うこと(第8条)、金庫の出資総額の最低限度は15万ドルにすること(第5条)、および金庫の名称(第6条)、住所(第3条)、登記(第7条)の総則的規定が置かれている。

第2章「会員」(第9条から第20条)は、金庫の会員たる資格および会員の権利義務に関する諸規定を包含し、協同組織としての金庫についての基本的事項を定めている。信用金庫の会員になり得る者は、地区内の居住者、勤労者および中小企業者である(第9条)。会員は出資額を限度とする有限責任を負い、一会員の出資口数は出資総額の10%を超えてはならないとされている(第10条)。権利として会員は各々一個の議決権を有する(第11条)。会員は加入、脱退の自由を有する。加入しようとする者は、金庫の承諾を得て引受け出資口数に応ずる金額の払込みが完了したときまたは会員の持分を承継したときに会員となる(第12条)。脱退には、会員たる資格の喪失、死亡、除名等による法定脱退と自由脱退がある。法定脱退の場合は、会員は持分払い戻し請求権を行使することができる(第16条、第17条)。自由脱退の場合は、持分を全部譲渡の方法によることとし、譲受人がいなかったときには金庫に対してその持分の譲り受け請求をすることができる(第15条)。

第3章「設立及び事業免許の申請」(第21条から第32条)は、設立および事業免許の手続を規定している。7人以上の発起人(第21条)が金庫の定款を作成して(第22条)事業仮免許を受け(第28条、第29条)、会員になろうとする者を募り創立総会を開催しなければならない(第23条第1項)。創立総会において、定款の承認および役員の選任等が行われ、理事は総会終了後発起人から引継ぎを受け(第24条)、出資金額の払込みをさせ(第25条)、設立登記を行うことによって金庫は成立する(第26条)。成立した金庫が事業免許申請その他の書類を行政主席に提出し、その免許をうけたときに初めて事業を開始することができる(第30条)。

第4章「管理」(第33条から第55条)は、金庫の機関および業務の運営について規定している。決議機関として総会員からなる総会(第49条)またはこれに代わる総代会があり(第52条)、業務執行および監査の機関としては総会または総代会で選任される理事および監事がある(第34条)。さらに理事会員をもって組織する理事会を設けるほか、高級使用人として支配人を置くことができる(第42条)。

第5章「事業」(第56条から第58条)は、金庫の行うことができる業務を定めている。金庫は、①預金または定期積金の受入、②会員に対する資金の貸付け、③会員のための手

49) 1970年4月30日第42回議会(定例)立法院会議録第11号15頁～16頁 内政委員長盛島明秀説明。

形の割引, ④内国為替取引, ⑤有価証券の払込金の受入れまたはその元利金もしくは配当金の支払いの取扱い, ⑥有価証券, 貴金属その他の物品の保護預かり, ⑦大衆金融公庫その他行政主席の指定する者の業務の代理, ⑧これらに付随する業務を行うことができる(第56条第1項)。信用金庫法施行規則(1970年規則第123号)第3条の定めるところにより, 地方公共団体, 金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け(手形の割引を含む)をすることができる(第56条第2項)。このほかに, 一会員に対する貸付の制限(第57条)および預金の支払準備(第58条)がある。

第6章「経理」(第59条から第62条)は, 事業年度(第59条), 法定準備金の積立て義務(第60条), 自己資本の額(第61条)および剰余金の配当(第62条)について定めている。第7章「合併及び事業の譲渡又は譲受」(第63条から第67条)は, 金庫相互の合併, 金庫の事業の他の金庫への譲渡, 他の金庫の事業の譲り受けについての諸規定を包含している。第8章「解散及び清算」(第68条, 第69条)は, 金庫の解散事由(第68条)ならびに解散および清算についての商法の準用(第69条)について規定している。第9章「登記」(第70条から第90条)は, 登記の種類および手続等を定めている。

第10章「雑則」(第91条から第100条)は, 実施規定(第91条), 認可事項実行の届出および認可の失効(第92条), 払戻しの停止(第93条), 監査書(第94条), 行政主席による免許の取消しおよびそれに伴う措置(第95条から第97条), 金庫の清算, 破産または強制和議の場合における裁判所および検査監督官の権限(第98条, 第99条), その他銀行法の準用規定(第100条)を設けて銀行とほぼ同様の監督が行われるように規定されている。第11章「罰則」(第101条から第104条)は, この立法の実効性を確保するため所要の罰則が設けられている。

この信用金庫法は, 那覇商工信用協同組合およびコザ商工信用協同組合を信用金庫へ転換させるものであったことから, 附則において転換のための経過規定が定められている。詳しくみていこう。

- ① 信用協同組合は, 1971年9月4日までに総会の議決を経て, 他のものに優先して信用金庫になることができる(第4項)。那覇商工信用協同組合およびコザ商工信用協同組合は, 1971年7月1日に信用金庫へ転換している。
- ② 信用協同組合が信用金庫となる場合において, 信用協同組合の定款, 組織その他の事項がこの立法または規則の規定に反するときは, 定款の変更またはその他必要な行為をしなければならない(第5項)。
- ③ 信用協同組合が信用金庫となる場合において, 当該組合の役員または総代は, 引き続き金庫のこれに相当する役員または総代になるものとし, その任期は, 組合の役員または総代の残任期間とする(第6項)。
- ④ 信用協同組合から信用金庫になるものについては, 1972年9月4日まで, 第5条において, 出資の総額は「15万ドル以上」となっているが「5万ドル以上」であればよい(第7項)。
- ⑤ 信用協同組合から信用金庫になるものについては, 1972年9月4日まで, 第10条第

1項における会員の出資の最低限度額（15ドル以上で定款で定める額）の規定は適用しない（第16項）。

⑥ 信用協同組合から転換した信用金庫は、組織変更の際に、非会員となった旧組合員に対して行っていた貸付は、第56条の規定にかかわらず、これを継続することができる（第17項）。

⑦ 信用協同組合から信用金庫となったとき、一会員に対する貸付限度制限（自己資本の額の20%）については、第57条の規定にかかわらず、従前のとおり（信用協同組合の一組合員に対する貸付限度制限は自己資本の額の20%と信用金庫と同様であるが、当該組合員と同一世帯に属する親族に対する貸付金を含めた場合は、自己資本の額の30%まで貸しうること等（協同組合法第77条による規則第22条，規則第32条の2），信用金庫の場合よりも幾分弾力的な規定が設けられていた）とする（第18項）。

これらの組合の金庫への組織変更に係る経過措置の効力が沖縄の本土復帰後の昭和47（1972）年9月4日まで継続していたことから、「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」（昭和47年政令第150号）に影響を与えることとなる。

なお、附則にはこのほか、協同組合法を改正して、信用金庫に転換しない信用協同組合についても出資の総額を1万ドルから3万ドルに引上げる等、預金者保護の立場から必要な規制を加えるとともに、組合本来の姿に立ち返って員外預金は例外として従来に比し、より厳しい制限が行われた（第2項）。

次に、沖縄法と本土法の主な相違点をみておこう⁵⁰⁾。

第一は、事業免許についてである。沖縄法は、「行政主席は、同一の地域内で二以上金庫の事業を免許してはならない」（第4条第2項）と、一地域一金庫制をとっている。本土法にはそれに相当する規定はない。沖縄は土地が狭隘であり、乱立による過当競争が惹起される懸念があることから、この制度が取り入れられた。

第二は、会員資格についてである。沖縄法では、常時使用する従業員の数が100人を超え、かつ、法人についてはその資本の額または出資の総額が10万ドルを超える事業者は会員になる資格がない（第9条ただし書き）。本土法では、この従業員の数、資本の額または出資の総額が各々300人、1億円となっている。沖縄と本土での中小企業概念の相異から生じたものである。

第三は、事業仮免許制度についてである。本土においては、金融機関の免許についての通則として、申請者の便宜を図るために、いわゆる内免許制度がとられている。正式手続をなす以前において、発起人に対し内免許が与えられたものについてのみ設立手続を進行させた上、正式申請をさせることにしている。しかし、内免許手続は通達によって定められており、その法的性格が曖昧であるのみならず、内免許を与えたからといって正式免許を必ず与えなければならない法的義務もなく、申請人の立場が不安定である。沖縄法では、

50) 1970年4月30日第42回議会（定例）立法院会議録第11号17頁 内政委員長盛島明秀説明。

このような欠点を是正するため、銀行法（1954年立法第63号）、相互銀行法（1953年立法第68号）等の例に倣って仮事業免許制度をとっている（第29条）。

第四は、自己資本の充実についてである。沖縄法では、「金庫の自己資本の額は、預金総額の3%以上でなければならない」（第61条）とされているが、本土法にはそれに相当する規定はない。ただし、本土においても協同組合が金融事業を行う場合には、「協同組合による金融事業に関する法律」（昭和24年法律第183号）に同趣旨の規定によって規制を受けている（第3条）。沖縄の信用金庫法においても、預金者保護の立場から必要な規定として取り入れたものである。

（3）信用協同組合の信用金庫への転換

那覇商工信用協同組合およびコザ商工信用協同組合は、信用金庫法附則第4項に基づき1971年7月1日に信用金庫へ転換している。那覇商工信用協同組合の沖縄信用金庫への転換手続きをみていこう⁵¹⁾。

当時、那覇商工信用協同組合は166千ドル余りの繰越欠損金を有していた。信用金庫に転換するにあたりこの繰越欠損金を償却する必要がある。那覇商工信用協同組合は1971年3月20日、臨時総会を開催し、「出資一口の金額83セントを41セントに減少すること」を議決する。その結果を那覇商工信用協同組合理事長安次嶺隣才は行政主席に対して、同年4月3日に総会終了報告書、4月26日に定款の一口あたり金額の変更申請を行う。それに対して、行政主席は同年5月6日に指令金第43号において「定款の変更については、申請のとおり認可する」旨の文書を発出した。

同年6月1日に信用金庫の仮免許の交付を受けた那覇商工信用協同組合は同年6月12日に臨時総会を開催し、①信用金庫への組織変更について、②定款変更について、③業務方法書の変更についての議案を決議する。同年6月25日に関係書類を添えて総会終了報告書を行政主席に提出した。行政主席は同年7月1日、沖縄信用金庫の登記簿謄本を確認の上、事業免許を交付する。

（4）本土復帰に伴う信用金庫の経過措置

沖縄の信用金庫法は、1970年6月5日に公布され、同年9月5日に施行された。この立法は、当時沖縄に存在した二つの信用協同組合を信用金庫に転換させるために、その範を本土の信用金庫法にとって制定されたものである。その内容は、前述のとおり本土のものと同じとってよい。したがって、実体的にはまったくといってよいほど経過措置を必要としないものであった。しかし、1971年7月1日に二つの信用協同組合がそれぞれ信用金庫への転換を実現した結果として、これらの信用金庫が同法の附則の経過規定の適用を、同法施行日から起算して2年間は受けることができることとなっていることに鑑み、復帰

51) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄信用金庫に関する書類綴1971年度』（資料コード0000032910）「総会開催届及び総会終了報告書の提出について」、「1971年5月6日指令金第43号」、「1976年7月6日金融検査庁決裁 事業開始の届出について」。

後なお昭和47（1972）年9月4日の日までは、当該経過規定の効力を継続させるべく措置されることとなった⁵²⁾。

信用金庫に対する経過措置としては、昭和46年（1971）法律第129号「沖縄の復帰に伴う特別措置関する法律」第53条（沖縄法令による免許等の効力の承継等）の規定に基づく昭和47年（1972）年政令第150号「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」第58条において、次のように規定されている。

- ① 沖縄の信用金庫法に基づく免許を受けたもので、復帰の日に信用金庫の事業を行っているものは、本土の信用金庫法の免許を受けたものとみなす。
- ② 本土の免許を受けたものとみなされるもので、復帰の際、沖縄の信用金庫法附則第7項または第16項から第18項までの規定の適用を受けているものについては、この適用期間の間は、なおこれらの規定の例による。

引用・参考文献

新垣清輝 [1956]『真和志市誌』真和志市役所。

大蔵省銀行局 [1952]『第1回銀行局金融年報－昭和27年版－』金融財政事情研究会。

大蔵省銀行局 [1953]『第2回銀行局金融年報－昭和28年版－』金融財政事情研究会。

大蔵省銀行局 [1972]『第21回銀行局金融年報－昭和47年版－』金融財政事情研究会。

太田利雄 [2001]『激動の警察回顧録』ゲンダイ経営出版社。

コザ信用金庫 [2005]『コザ信用金庫50周年記念誌』コザ信用金庫。

小谷融 [2022]『琉球政府時代の証券史』中央経済社。

小谷融 [2023]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅰ～琉球政府金融検査庁の変遷～」大阪経大論集第74巻第3号 47頁～73頁。

竹中明洋 [2017]『沖縄を売った男』扶桑社。

富原守保 [1964]『金融の裏窓十五年：富原守保回顧録』経済評論社。

八一会（元金融検査庁職員の家）[1992]『琉球政府金融検査庁－回顧録－』八一会。

外間完和 [2004]『キャラウェイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』ひるぎ社。

琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970]『金融年報（創刊号）』琉球政府。

琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971]『金融年報（昭和46年第2号）』琉球政府。

琉球農業協同組合連合会 [1967]『琉球農連五十年史』琉球農業協同組合連合会。

52) 大蔵省銀行局 [1972] 43頁。